

農業始めませんか？

農林水産課 ☎ 65-1262

2 新農を
ゼロに



11 住み続けられる
まちづくりを



農業は、私たちの暮らしに欠かすことのできない「食」を支える、地域の重要な産業です。

しかし、高齢化と後継者不足による担い手の減少、耕作放棄地の増大など、農家を取り巻く状況は厳しさを増し、地域の担い手確保が大きな課題となっています。

農業に興味のある皆さん、今こそ、農業を始めませんか。就農への「はじめの一歩」をご紹介します。

まずは準備から

テレビ番組などを見て、農家や田舎暮らしに憧れを抱く人もいるのではないのでしょうか。

ですが、「明日から農業を始めろぞ！」と意気込んでも、すぐに始められるわけではありません。「農業をやりたい」と思ったら、その日から準備を始めましょう。

相談してみましよう

農林水産課では、就農に関する相談を随時受け付けています。就農希望者から具体的な聞き取りを行い、県やJAなど関係機関と情報共有して、どのように進めていくかを協議します。

また、毎年2月上旬に予約優先で個別面談形式の就農相談会を開催し、新規就農者への支援制度や農地の確保、資金などの相談に応じています。予約は農林水産課（☎ 65-1262）までお願いします。

日 2月3日(土) 9時～12時
場 JAえひめ未来新居浜経済センター



就農相談会

新規就農者の 技術面をサポート

技術習得には、県立農業大学校（松山市）で学ぶほか、県やJAによる栽培講習会の受講、先輩農家に教わる、といった方法があります。

新規就農者の 資金面をサポート

新規就農者に向け、就農前の研修を後押しする資金や就農直後の経営確立を支援する資金、経営発展に必要な機械・施設の導入を支援する補助金があります。

なお、各資金や補助金を受け取るには、就農時の年齢が50歳未満であることなどの要件があります。詳細は農林水産省HPでご確認ください。



農林水産省
HP

野菜作りにチャレンジ

認定農業者になろう

本格的に農業を始める前に、まずは自分自身が農業をするにあたり適性があるかどうかを確認することも大切です。家庭菜園や自然農園（※）などで実際に野菜作りにチャレンジしてみましよう。

※1区画50㎡の農地を貸し出します。詳細は新居浜市自然農園を育てる会（☎32・1207・月・金 13時〜16時）まで。



詳細はこちら

農地法の改正について

通常、新たに農地を買ったり借りたりする場合、農業委員会を通じて農地法3条に基づく許可が必要となります。

許可を受けるための要件のうち、新居浜市では一度に3000㎡以上まとめて申請する必要がありますが、農地法の改正により令和5年4月1日から、この面積要件が撤廃となり、少ない面積でも農業を始めやすくなりました！

認定農業者とは、今後の農業をけん引していく地域農業の中心経営体として、市が認定する農業者です。認定されると、人・農地プランと関連した支援を受けられたり、有利な資金制度を利用できたりするなどのメリットがあります。

5年後の経営拡大目標などの計画を立てる必要がありますが、制度に興味のある人は、ぜひご相談ください。

まとめ！

就農までの道筋



学習・就農相談

先輩農家や就農相談窓口に相談しましょう。特に新規就農の人は、農業体験などで適性を判断しましょう。

目標を立てる

どこで、何を、どれくらいの規模で作付するのか、目標とする経営像を描きます。先輩農家などの農業経営を参考にしましょう。

技術習得

目標を実現するために必要な技術を習得しましょう。

設備投資

農業経営に必要な資金の借り入れ、農地の取得、機械などを整備しましょう。

就農

自分で育てる楽しさ

新規就農者 **喜代吉 真次さん**

国の補助金を活用し、先輩農家のもとでの研修を経て、昨年6月から農業を始めた喜代吉さん。以前は民間企業で働いていましたが、「自分で一からものを作りたい」という思いから農業の道へ進みました。「農地を探すのに苦労しましたが、いざ農業を始めてみると、思ったとおり楽しい。収穫したものを自分で食べるのはもちろん、他の人に食べてもらい喜んでもらえるのが嬉しい」と笑顔で話します。

次に植えるのはミニトマト。これからも試行錯誤しながら、農業に励みます。

サツマイモを収穫しました！



喜代吉真次さん